

白河市ファミリーサポートセンター 会員の手引き



「人と人をつなぎ、子どもを笑顔に」
それがファミリーサポートセンターの願いです。

白河市の子育て支援

ファミサポ

2023年4月版

【もくじ】

◇ファミリーサポートセンターとは	1
会員登録、変更届、退会について	
◇活動内容・活動時間と利用料金	2
実費について	3
キャンセル料について	
◇活動の流れ	4
◇子どもの急な変化や病気について	5
事前打合わせについて	
◇会員の心得	6
◇緊急時の対応について	7
◇補償保険制度について	8
◇自家用車の任意保険について	9
◇利用料金（報酬）の計算方法について	10
	11
【様式】	
◇活動報告書	12
◇委任状	13
◇投薬依頼書	14
◇子どものまわりには危険がいっぱい！！	15
《参考》チャイルドシートについて	
◇会則	16
	17
	18
	19
	20
【様式】	
◇登録内容変更届	
◇会員登録更新届	
◇退会届	

※この会員の手引きは、会員の皆さんがこの事業の趣旨を理解し、子育てを支え合う活動を行う際のガイドとしてご利用いただくために作成しました。ご不明な点がございましたらセンターまでお問い合わせください。

ファミリーサポートセンターとは

子育てを手伝って欲しい人と子育てを手伝ってあげたい人が会員になり、子育てを支え合う活動をしている会員組織です。

会員とは

『おねがい会員』…子育てを手伝って欲しい方

市内に住所がある方、または市内に勤務している方で、乳幼児から小学校6年生までのお子さんがいる方。

『まかせて会員』…子育てを手伝ってあげたい方

心身ともに健康であり、子育て経験がある方や子どもが好きな方。

(まかせて会員は、毎年実施している「まかせて会員養成講座」を受けていただきます。日程等は市の広報、チラシ等を確認してください。)

『両方会員』…『おねがい会員』と『まかせて会員』の両方を兼ねる方

会員登録・変更届・退会について

センター窓口で会の趣旨を理解、了承したうえで登録手続きを行ってください。

- ・登録する場合（おねがい会員）・活動する場合（まかせて会員）は、家族の同意を得たうえで手続きください。
- ・入会費、年会費は無料です。
- ・住所や家族の状況、活動可能時間など、登録した当時の内容に変更が生じた場合や、一時的に活動を休止する場合は、必ず電話による変更連絡または変更届（P19様式をコピーして使用）をセンターへ提出してください。
- ・1年毎（年度末）に会員継続の有無についての案内通知にて確認を行います。（継続の有無についての確認が取れない場合、「更新届」（様式をコピーして使用）の提出期日が過ぎた場合は退会となります。）
- ・退会を希望する際はセンターに連絡の上「退会届」を提出し会員証を返却してください。
- ・会員はその地位を利用して政治活動及び宗教活動を行ってはいけません。
- ・センターの会則を遵守できない等の場合は、強制的に退会となることがあります。

活動内容

活動内容は、お子さんの一時的な預かりや保育園や幼稚園、児童クラブ、習い事への送迎等です。

●注意事項●

※預かりは主に会員宅となります。両者の合意により、公共施設やひろば、公園等、自宅以外での預かりも可能です。

※子どもは、大人から大人への受け渡しが原則です。

※家事援助や子どもの宿泊を伴う援助は行いません。

※子どもが病気等の場合には援助を行うことができません。

※子どもの状態が良好であって投薬が必要な場合に限り、医療機関から処方された薬のみ「投薬依頼書」(P14 様式をコピーして使用)をもとに、投薬を行うことが可能です。

活動時間と利用料金

○活動時間 午前6時から午後10時

○利用料金（報酬額）の基準

	時 間 帯	料 金（1時間あたり）
月～金曜日	午前7時～午後7時	600円
	午前6時～午前7時 午後7時～午後10時	700円
土・日 祝 日 年末年始	午前7時～午後7時	700円
	午前6時～午前7時 午後7時～午後10時	800円

※利用時間が1時間未満の場合でも1時間として精算されます。

利用時間が1時間を超える場合は、30分単位で加算されます。

※きょうだいで預ける場合は、2人目以降は基準額の半額になります。

（『まかせて会員』がきょうだいを1人で援助活動する場合に限る。）

○実費について

- ・食事（ミルク）・おやつ・オムツ等については、原則として『おねがい会員』が用意してください。『まかせて会員』が用意する場合は、『おねがい会員』が実費負担します。
- ・公共交通機関・タクシー等を利用する場合の交通費、『まかせて会員』の自家用車を使用する場合のガソリン代（実費相当分）は『おねがい会員』の負担とします。

※ガソリン代（実費相当分）

1 kmあたり 20 円です。送迎の場合、『まかせて会員』の自宅を起点とし、援助活動終了の場所を終点とし、走行距離が5km 以上あればガソリン代が発生します。預かりの場所が『まかせて会員』の自宅ではない場合も援助活動の場所まで5 km以上あれば、ガソリン代が発生します。（P10～11 参照）

○利用料金（報酬）等の支払い

- ・料金等の受け渡しの際には、封筒を使用するなど直接こどもの目に触れないよう、配慮してください。
- ・援助活動終了後、その場でその都度精算することが原則ですが、両者の話し合いにより合意がある場合は、月払いなども可能です。利用料金等を滞納した場合は、その後の利用をお断りする場合があります。

○キャンセル料について

援助活動の前日までに連絡した場合	無料
援助活動当日の開始時間までに連絡した場合	予定されていた時間分の料金（報酬額）の半額
援助活動開始時間以降及び無断でキャンセルした場合	予定されていた時間分の料金（報酬額）

※キャンセルの理由が暴風雪等の悪天候、災害の発生時、やむを得ない事情による場合はこの限りとせず、両者で話し合ってください。

活動の流れ



会員登録



事前打合せ



活動開始



精算

1 会員登録をする

【登録に必要なもの】

- 登録する保護者の顔写真（→サイズの目安 約3 cm×2.5 cm） 2枚
- 運転免許証の写し（裏面記載有の場合は裏面も必要） 1通

上記のものを揃え、必ず連絡を入れてから来所してください。
来所時、説明を聞いた後に「入会申込書」（必要に応じて「委任状」の記入があります）

2 事前打合わせをする

※当日、事前打合わせ料金を支払う

⇒平日に実施時は600円、土日祝日の場合は700円

アドバイザーが希望内容や地域などを照合して、お互いの条件が合う方同士を紹介。センターと一緒に援助活動に必要な情報や援助の内容について事前に十分な協議を行い、両者が合意の上で援助の実施を決定する。会員証をお渡しします。

3 活動を開始する

『おねがい会員』は、利用したい日時が決まったら『まかせて会員』に直接連絡しサポートの依頼をします。

依頼を受けた『まかせて会員』は、センターに活動日時、活動場所等の詳しい活動内容を報告する。

※利用したい日に担当会員の都合が悪かった場合には、センターに連絡ください。アドバイザーが活動できる方を探します。

（状況によっては『まかせて会員』を紹介できない場合もあります。）

4 利用料（報酬額）の受け渡しをする

『おねがい会員』は、『まかせて会員』が記入した活動報告書の日時・金額等を確認し、利用料金や必要経費（ガソリン代等）を直接『まかせて会員』へ支払う。

※『おねがい会員』は、『まかせて会員』が記入した活動報告書を確認し署名をする。

※『まかせて会員』は、1ヵ月分の活動報告書をまとめ、翌月10日までにセンターへ提出。

※依頼内容によっては、対応できる『まかせて会員』がない場合や『まかせて会員』の急用・病気などによりご希望に添えない場合があります。

子どもの急な変化や病気について

- ・活動中に、子どもの様子に変化がみられた時には、『まかせて会員』は保護者である『おねがい会員』に必ず連絡し、必要な指示を仰いでください。
- ・『まかせて会員』の判断で、勝手な投薬等は絶対に行わないでください。投薬が必要な場合は、予め「投薬依頼書」(P14 様式をコピー)に記入したうえで行ってください。

事前打合せについて

※事前打合わせ料金は、平日実施の場合は 600 円、土日・祝日・年末年始に実施の場合は 700 円です。

事前打合わせ終了後にセンターアドバイザーにお渡しください。

- ・事前打合わせでは、活動予定日、活動時間、活動内容についてすり合わせ、想定される利用料金やガソリン代について算出します。
- ・食事（ミルク）、おやつ、オムツ、チャイルドシート、オモチャ等の用意が必要か確認してください。原則として『おねがい会員』が用意しますが、やむを得ず『まかせて会員』が食事や飲み物等を用意する場合は、『おねがい会員』の実費負担となります。その場合利用料金精算時に合わせてお支払いください。
- ・食物アレルギーもありますので特に食事やおやつの購入時には、よく話し合ってください。
- ・事前打合わせには子どもを同席させ、接し方などを含めた情報交換をしながら、子どもが不安にならないようコミュニケーションをとってください。
例：好きな遊び、泣いている時の対処法、食事、トイレの意思表示、保育園・児童クラブ等お迎え先の子どもの受け渡し方法について等
- ・実際の活動は子どもと『まかせて会員』の 1 対 1 になります。お互いに信頼し合い継続した活動ができるように気になること、伝えておきたいこと、できることとできないこと、して欲しくないこと等は遠慮せずしっかりと伝え話し合しましょう。
- ・事前打合わせの結果、援助活動を辞退する意向を持った会員は、速やかにセンターにご連絡ください。

会員の心得

- ・ファミリーサポートセンターの趣旨を理解し、決まりを守りましょう。
- ・活動中に知り得た個人情報やプライバシーは、絶対に第三者に漏らさないようにしてください。退会後も必ず守ってください。
- ・会員証の紛失、住所や電話番号等の変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡し「登録内容変更届」（様式をコピーして使用）を提出してください。また、退会する場合は「退会届」（様式をコピーして使用）を提出し必ず会員証をお返しください。
- ・病児、病後児のサポートは、現在白河市ファミリーサポートセンターでは行っていません。サポート前に体調に変化がある場合は無理して預けない、預からないようにしてください。
- ・援助活動について気づいた点や判断に迷いがある場合はセンターに相談してください。

『おねがい会員』の方へ

- ・『まかせて会員』は、有償ではあるもののボランティアであり、民間のベビーシッター等とは違うことを認識してください。
- ・依頼した内容以外の援助は、要求しないでください。
- ・料金（報酬）は必ずその都度お支払いください。お支払いいただけない場合、強制的に退会となる場合があります。ガソリン代、キャンセル料が発生した場合についても同様です。
- ・お迎え先が保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブの場合には、必ず事前に各園や学校等に連絡をしてください。他のお迎え先（習い事等）に関しても必要に応じて連絡を入れてください。連絡の不徹底により、お迎えができない場合は、『おねがい会員』の責任とします。

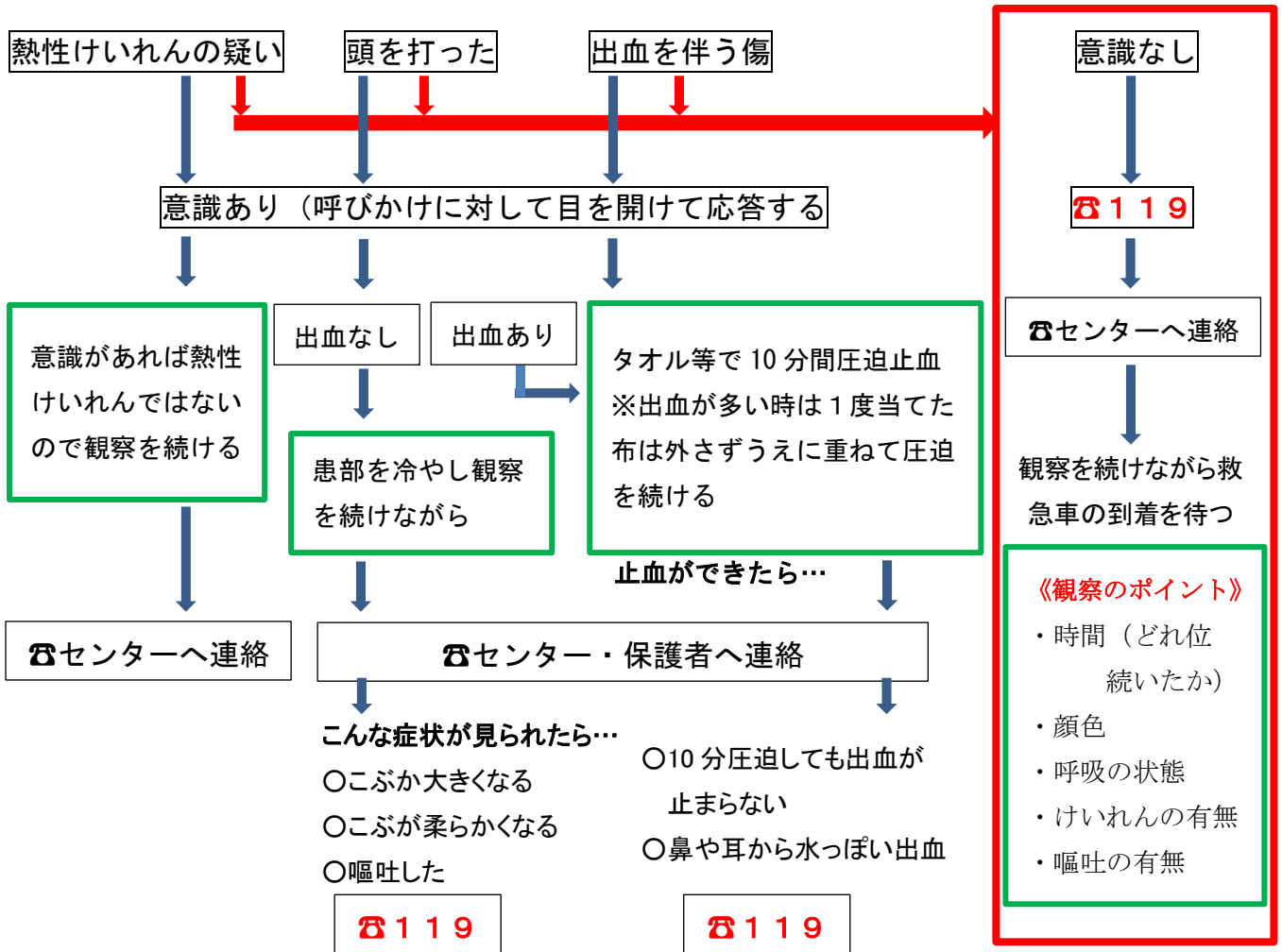
※「委任状」がありますので、ご利用ください。

- ・利用にあたっては、感謝の気持ちを忘れないように心掛けましょう。

『まかせて会員』の方へ

- ・会員は常に会員証を携帯し、送迎などの際は施設職員へ掲示してください。
- ・心身ともに健康管理に気をつけ、常に預かった子どもの安全を確認してください。
- ・依頼された内容以外のことは行わないでください。
- ・依頼された援助活動日時等は、必ずセンターへ連絡してください。連絡がないものについては、保険は適用されません。また、毎月月末に活動報告書をまとめ、翌月 10 日までにセンターへ提出してください。
- ・活動中に事故が発生した場合は、速やかに『おねがい会員』（保護者）及びセンターに連絡してください。

緊急時の対応について



※可能であれば記録しておく

☎119番通報のポイント

「火事ですか？」⇒「**救急です！**」

「住所はどこですか？」⇒「**活動場所の住所を伝える**」

「どうしましたか？」⇒「**子どもの状態を伝える**」

例) ○オオの子どもが頭を打って意識がありません。○オオの子どもがけいれんを起こしました。

《緊急時の連絡先》

白河市
ファミリーサポートセンター
0248-21-9907

または

白河市役所
こども支援課 子育て連携係
0248-22-1111 (代表)

補償保険制度について

活動中の事故やケガに備え「ファミリーサポートセンター補償保険」に一括加入しています。※保険料はセンターが負担します。

活動中のケガに関する補償

活動中の『まかせて会員』および『おねがい会員』の子どもや、活動のため自宅と『まかせて会員』宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、事故によって傷害を被った場合に、『まかせて会員』の過失の有無にかかわらず保険金をお支払いします。

尚、本保険は傷害保険のため、ケガで入院したり亡くなったりした場合等を補償する保険です。（ケガ、食中毒、熱中症等は対象ですが、風邪等の疾病は対象外です。）

保険金の種類	保険金額（補償額）	
	おねがい会員	まかせて会員
死亡保険金	300万円	500万円
後遺障害保険金	程度により 300万円～12万円	程度により 500万円～20万円
入院保険金（1日）	2,000円	3,000円
手術保険金	2,000円×所定倍率（10倍または5倍）	3,000円×所定倍率（10倍または5倍）
通院保険金（1日）	1,000円	2,000円

賠償責任に関する補償

活動中に『まかせて会員』が、『おねがい会員』の子どもの身体または生命を害したり、財物を破損したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

『まかせて会員』の自家用車の事故は、賠償保険の対応ができません。各個人が任意に加入する任意保険での対応となります。

項 目	支払限度額
施設賠償責任保険 / 生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円
初期対応費用	1事故 1,000万円
訴訟対応費用	1事故 1,000万円
現金・預かり品	1事故 10万円

研修・会合に関する補償

センター主催の養成講座や交流会、また活動の為の事前打ち合わせ、『まかせて会員』の会議等に参加中、または参加する為の往復中の事故やケガを補償します。参加中に発生した地震や津波によるケガも対象となります。

保険金の種類	保険金額（補償額）
死亡保険金	500万円
後遺傷害保険金	程度により500万円～20万円
入院保険金（1日）	3,800円
手術保険金	3,800円×所定倍率（10倍または5倍）
通院保険金（1日）	2,300円

◆自家用車の任意保険について◆

『まかせて会員』は、自家用車による送迎を行う場合、センターの加入している保険のうち賠償保険が適応されません。万が一の事故等の損害に対応する為、下記に定める補償内容以上の任意保険に加入している必要があります。

対人賠償保険	無制限
対物賠償保険	1,000万円以上

◆注意事項◆

相互援助活動（サポート）は、会員同士の合意に基づく契約（※準委託契約）行為となります。

補償保険の適用外の事故による損害については、会員間において解決しなければならずセンターや市は責任を負いませんのでご理解ください。

※準委託契約…事実行為（この場合はサポート）について委任すること。

利用料金（報酬）の計算方法について

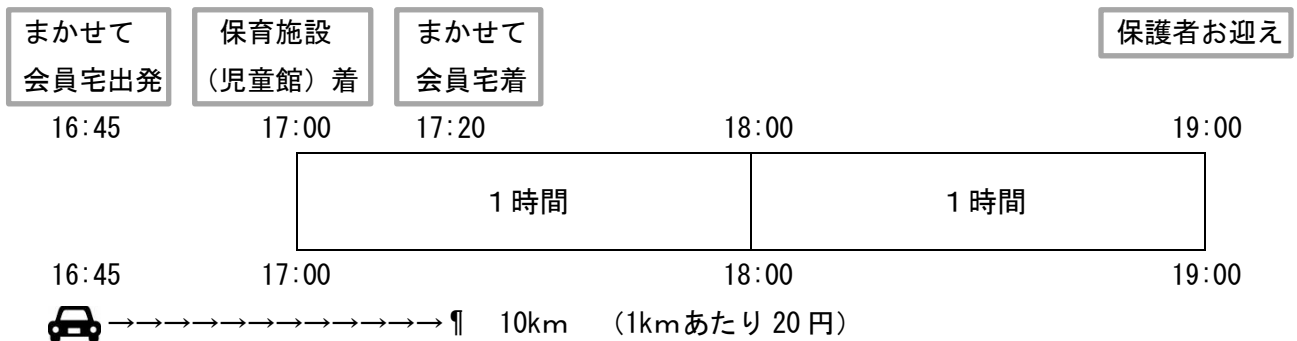
様々なケースがありますので、内容をよく確認し参考にしてください。また、利用する曜日や時間帯によってサポート料金が変わりますのでお間違いのないようご注意ください。

利用料金、特にガソリン代（実費相当分）に関する内容へのご理解とご協力をお願いいたします。

時間	月曜～金曜の 7:00～19:00	月曜～金曜の 6:00～7:00 及び 19:00～22:00	土曜・日曜・祝日 年末年始の 6:00～7:00 及び 19:00～22:00
		土曜・日曜・祝日 年末年始の 7:00～19:00	
報酬額	1時間 600円	1時間 700円	1時間 800円

◆ケース 1

保育施設（保育園・幼稚園）や児童館へ迎えに行き、保護者が迎えに来るまでまかせて会員宅で預かる。



- 活動時間 17:00～19:00 2時間
- 利用料金（報酬） 600円（700円）×2時間＝1,200円（1,400円）
ガソリン代 走行距離10km×20円＝200円 まかせて会員宅→保育施設→まかせて会員宅
- サポート利用料金 **合計** 1,200円（1,400円）+200円＝1,400円（1,600円）

📎メモ📎

活動報告書兼まかせて会員領収書

1. 援助実施日時 令和 年 月 日 ()

2. 子どもの名前等

子どもの名前	年齢または学年	時 間 (※24時間表記)
<A>	歳・ 年生	: ~ : (時間 分)
	歳・ 年生	: ~ : (時間 分)
<C>	歳・ 年生	: ~ : (時間 分)

3. 援助活動内容

(※いずれかに○)

活動場所 ()	① 預かりのみ ② 預かりと送迎 ③ 送迎のみ	
時 間	内 容	感 想 な ど
		(※感じたことや子どもの様子などを記入。)

4. 報酬等

① 報酬	<A> 単価 (円) × 時間 (時間)	円
	 単価 (円) × 時間 (時間)	円
	<C> 単価 (円) × 時間 (時間)	円
② 交通費		円
③ 食事 (おやつ)		円
④ キャンセル料		円
	合 計	円

以上について確認し、まかせて会員は報酬等を領収し、精算を終了しましたので報告します。

令和 年 月 日

白河市ファミリーサポートセンター

まかせて会員

会員番号 _____
氏 名 _____ 領収印 _____

おねがい会員

会員番号 _____
氏 名 _____ 印 _____

※ 幼児教育・保育の無償化の対象となるのは、該当児の3の①②の援助活動(送迎のみは対象外)に対して支払われた4①の費用(②③の実費や④のキャンセル料は対象外)に限ります。

委 任 状

() 小学校・幼稚園・保育園
その他 () 御中

まかせて会員番号	
まかせて会員住所	
まかせて会員氏名	

私は上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

1. 私の子ども _____ を _____ すること。

年 月 日

おねがい会員番号

おねがい会員住所

おねがい会員氏名

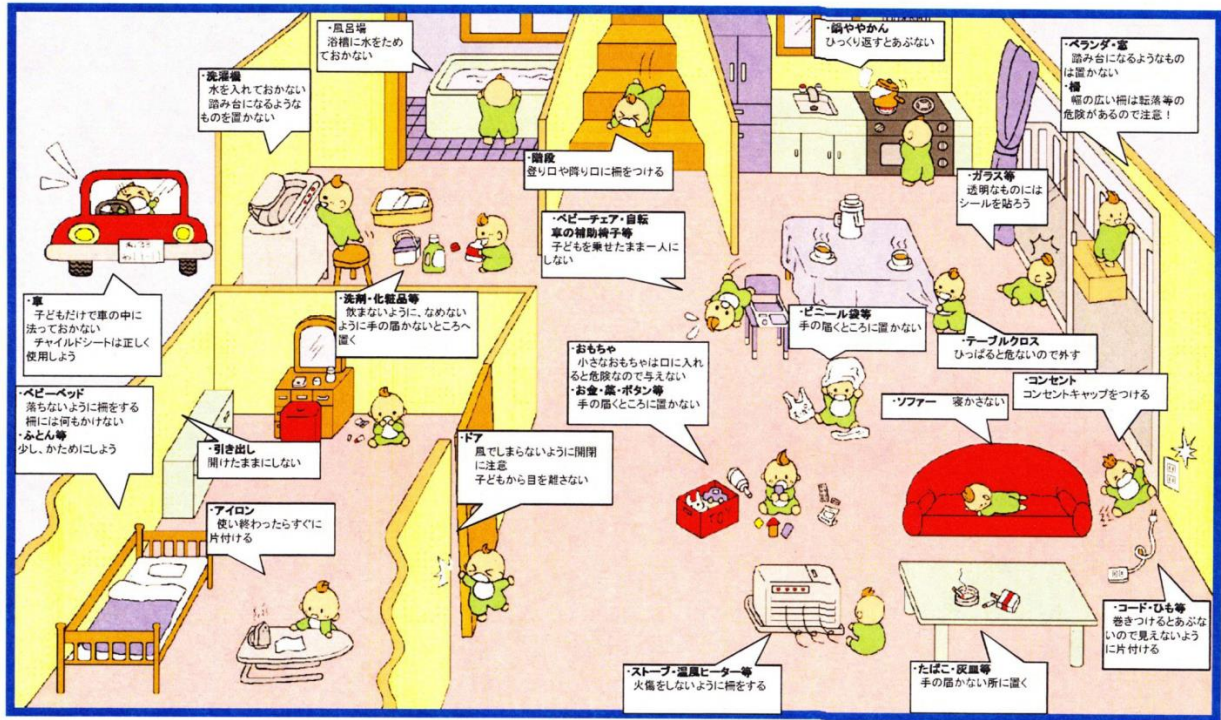
おねがい会員電話番号

【事務局】

白河市ファミリーサポートセンター
白河市久田野城内31番地
サンフレッシュ白河（大沼地区行政センター）内
TEL・FAX 0248-21-9907

子どものまわりには危険がいっぱい！！

【家の中】



【家の外】



今、まだ大丈夫と思っても数分後には何が起こるか分かりません。

・道路を歩くときは手をつなぐ
車道側に保護者が立ち、子どもと手をつなぐ

《参考》チャイルドシート

	乳幼児用	幼児用	学童用
体重	13kg	9～18kg	15～36kg
身長	70cm以下	65～100cm	135cm以下
年齢	新生児～1歳くらい	1歳～4歳くらい	4歳～10歳くらい
特徴	首がすわっていないため寝かせるタイプ。「シートタイプ」と「ベットタイプ」がある。	首がすわり、自身で座れることが使いはじめの目安。「前向きシート」として使用。	大人用の座席ベルトが使えるようにするもの。

後部座席でもシートベルトの着用が義務付けられています。チャイルドシートが法律で義務付けられているのは6歳未満の子どもですが、6歳過ぎて、135cmに達するまでの間はチャイルドシート（学童用）を使用しましょう。

(参照：国土交通省ホームページ、JAF ホームページ)

白河市ファミリーサポートセンター会則

(趣旨)

第1条 この会則は、白河市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成27年白河市告示第70号。以下「要綱」という。）に基づき、本会会員が行う諸手続き及び遵守事項等について定めるものとする。

(名称)

第2条 本会は、白河市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第3条 センターの事務所は、福島県白河市久田野城内31番地サンフレッシュ白河内に置く。

(センターの目的)

第4条 センターは、育児の援助を行いたい者（以下「まかせて会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）による会員組織を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立を支援し、子育てを行っている家庭が安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

(センターの業務内容)

第5条 センターは次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録等に関すること。
- (2) 会員相互の育児に関する援助活動（以下「援助活動」という。）の調整に関すること。
- (3) 会員の講習会、交流会等の開催に関すること。
- (4) 保育園、幼稚園その他これらに類する施設（以下「保育施設等」という。）との連絡調整に関すること。
- (5) アドバイザー及びサブリーダーの連絡調整会議の開催に関すること。
- (6) センターの広報に関すること。
- (7) その他事業の目的達成のために必要なこと。

(アドバイザー及びサブリーダー)

第6条 事業を円滑に運営するため、センターにアドバイザーを置き、必要に応じて、会員の中からサブリーダーを選任するものとする。

2 アドバイザーは、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 援助活動に係る相談に関すること。
 - (2) サブリーダーの育成、指導等に関すること。
 - (3) センターの事務処理に関すること。
- 3 サブリーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡、調整等を行う。

(会員の要件)

第7条 まかせて会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 心身ともに健康で積極的に援助活動ができる20歳以上の者であること。
- (2) 援助活動に必要な知識を習得するためにセンターが開催する講習会を受講した者又は同等の知識を有する者であること。

2 おねがい会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は勤務する者であること。
- (2) 小学校6学年までの児童を養育している者であること。

3 まかせて会員とおねがい会員は、これを兼ねることができ、これを両方会員という。

4 会員は、援助活動をすることにより知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。退会した後も同様とする。

(入会の手続等)

第8条 まかせて会員になろうとする者は、白河市ファミリーサポートセンター入会申込書(まかせて会員用)(要綱第1号様式)により入会を申し込むものとする。

2 おねがい会員になろうとする者は、白河市ファミリーサポートセンター入会申込書(おねがい会員用)(要綱第2号様式)により入会を申し込むものとする。

3 センターは、前2項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、会員として適当と認めるときは、白河市ファミリーサポートセンター会員証(要綱第3号様式。以下「会員証」という。)を発行するとともに、会員登録を行うものとする。

4 会員は、会員登録された内容に変更が生じた場合は、白河市ファミリーサポートセンター登録内容変更届(要綱第4号様式)により、届出を行うものとする。

(登録更新)

第9条 会員は、入会した翌年度以降、年度末までに、白河市ファミリーサポートセンター会員登録更新届(要綱第5号様式)を提出するものとする。

(退会の手続等)

第10条 センターを退会しようとする会員は、白河市ファミリーサポートセンター退会届(要綱第6号様式)をセンターへ提出しなければならない。

2 センターは、会員が第7条第1項若しくは第2項に規定する要件を満たさなくなったとき、第7条第4項若しくは第9条の規定に反したとき又は会員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、会員を退会させることができる。

3 会員は、退会したときは、直ちにセンターに対し、会員証を返還しなければならない。

(会員の負担)

第11条 事業の運営に際して会員の個人負担が必要な経費が生じた場合は、センターは当該会

員よりその経費を徴収するものとする。

(援助活動の内容等)

第12条 会員による援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育施設等までの送迎
 - (2) 保育施設等の保育開始前又は開始後の児童の預かり
 - (3) 保育施設等が休みのときの児童の預かり
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会員の育児を支援するために必要な援助活動
- 2 児童を預かる援助活動は、原則としてまかせて会員の自宅において行うものとする。ただし、まかせて会員とおねがい会員との間で合意がある場合は、この限りではない。
- 3 会員は、児童の宿泊を伴う援助活動は、原則として、行わないものとする。
- 4 まかせて会員が預かる児童は、原則として1人とする。ただし、当該児童に兄弟姉妹がいる場合は、この限りでない。

(援助活動時間)

第13条 援助活動は、午前6時から午後10時までの間で必要と認められる時間とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(援助活動の実施)

第14条 おねがい会員は、相互援助活動を受けようとするときは、センターに申込みをしなければならない。

2 相互援助活動の申込みを受けたセンターは、援助の内容、日時等を確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められるまかせて会員を紹介するものとする。

3 相互援助活動は、おねがい会員とまかせて会員が援助内容等を十分に協議の上、相互の合意と責任の下に実施するものとする。相互援助活動の実施にあたり、おねがい会員、その子ども、まかせて会員は事前に援助内容の打ち合わせを行い（以下「事前打ち合わせ」という。）、その際は事前打ち合わせ票に打ち合わせ内容を記録し、それぞれで保管する。

4 会員同士は、相互の合意が整わないときは、センターによる相互援助活動の紹介を断ることができる。

(報告)

第15条 まかせて会員は、援助活動終了後に援助活動の実施に関する報告書を作成し、おねがい会員に報告するとともに、当該報告書をセンターに提出しなければならない。

2 まかせて会員は、援助活動中に事故が発生したときは、その内容を当該児童の家族及びセンターに報告しなければならない。

(報酬等)

第16条 おねがい会員は、相互援助活動終了後、速やかにその援助を実施したまかせて会員に

対し、別表 1 に基づく報酬及び援助活動に要した実費相当額を現金で支払わなければならない。

2 おねがい会員が、依頼していた相互援助活動の予定を自己都合により取り消した場合は、実施を依頼していたまかせて会員に対し、別表 2 に規定するキャンセル料を現金で支払うものとする。

ただし、やむを得ない事情によりキャンセルの報告が遅れた又はできず、まかせて会員の下承が得られた場合においては、キャンセル料は発生しないものとする。

(補償及び保険)

第 17 条 相互援助活動中の事故等による損害は、当事者間において解決しなければならない。

2 会員は、相互援助活動中の損害の賠償等に備えるため、ファミリーサポートセンター補償保険に加入するものとする。ただし、保険料は市が負担する。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 16 条第 1 項関係)

白河市ファミリーサポートセンター報酬等基準

(1 人あたり)

活動日	活動時間帯	報酬額 (1 時間あたり)
月曜日～金曜日	午前 7 時～午後 7 時	600 円
	午前 6 時～午前 7 時 午後 7 時～午後 10 時	700 円
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、12 月 29 日～翌年の 1 月 3 日	午前 7 時～午後 7 時	700 円
	午前 6 時～午前 7 時 午後 7 時～午後 10 時	800 円

(1) 援助活動の報酬の基礎となる時間は、まかせて会員が児童を預かった時から、まかせて会員がおねがい会員又はおねがい会員が指定する者へ、児童を引き渡した時までの時間と

する。

- (2) 援助活動の時間が1時間に満たない場合は、1時間として算定する。
- (3) 援助活動が1時間を超える場合において、その超えた時間が30分には満たない時は基準額の2分の1とし、30分を超え1時間に満たない時は基準額とする。
- (4) 複数の児童の援助活動を受ける場合、2人目以降は、基準額の2分の1とする。
- (5) 援助活動の事前打合せに要する費用は、援助活動1時間相当分とみなし、援助活動の区分に応じた基準額とする。
- (6) 児童の食事、おやつ、おむつ等は、おねがい会員が用意しなければならない。やむを得ない場合において、これらをまかせて会員が購入した場合は、おねがい会員はその実費をまかせて会員に支払うものとする。
- (7) まかせて会員が公共交通機関やタクシーを利用した場合は、おねがい会員はその実費をまかせて会員に支払うものとする。
- (8) まかせて会員が自家用車を使用する場合は、次に定める区間について、ガソリン代として1kmあたり20円を支払うものとする。ただし、援助活動の範囲が市外に及ぶ場合には、以下を基準として交通費を会員相互間で決めることとする。

ア 送迎の場合 まかせて会員の自宅を起点とし、援助活動終了時の場所を終点とする区間

イ 預かりの場合 まかせて会員の自宅から援助活動場所までの距離が5km以上ある場合には、アの区間

別表2（第16条第2項関係）

白河市ファミリーサポートセンターキャンセル料基準

区分	キャンセル料
前日までのキャンセル	無料
当日キャンセル	予定していた援助時間により算定した報酬額に相当する額の2分の1
無断キャンセル	予定していた援助時間により算定した報酬額に相当する額

第4号様式（第6条第4項関係）

年 月 日

白河市長

会員番号
登録住所
氏名

白河市ファミリーサポートセンター登録内容変更届

登録内容に変更が生じたので、白河市ファミリーサポートセンター事業実施要綱第6条第4項の規定により届け出ます。

記

1. 変更内容

	変更前	変更後
会員氏名		
住所		
連絡先		
仕事の有無、 勤務先		
緊急連絡先		
援助対象児 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 登録		
その他 【 】		

2. 変更日

年 月 日

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

白河市長

会員番号

登録住所

氏名

電話番号

白河市ファミリーサポートセンター退会届

白河市ファミリーサポートセンターを退会したいので、白河市ファミリーサポートセンター事業実施要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

なお、退会した後も、白河市ファミリーサポートセンター事業実施要綱第5条第4項の規定を遵守いたします。

記

1. 退会年月日

年 月 日

2. 退会の理由

- 市外転出 【 現住所： 】
- 勤務先要件非該当（※市外在住者）
- 対象児なし（小学校卒業）
- 利用予定なし
- その他 【 】

※添付書類 白河市ファミリーサポートセンター会員証

《お問い合わせ先》

白河市委託事業

白河市ファミリーサポートセンター

〒961-0011 白河市久田野城内31番地

サンフレッシュ白河(大沼行政センター)内

TEL・FAX 0248-21-9907

開所時間 月～金 9:00～16:00

運営団体 NPO法人子育て環境を考える虹の会